

公示

「海外植物遺伝資源の収集・提供強化」 に係る委託先の公募について

農林水産省農林水産技術会議事務局は、平成26年度から実施予定の委託プロジェクト研究「海外植物遺伝資源の収集・提供強化」について、委託プロジェクト研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。研究の実施（公募課題の受託）を希望される方は、下記に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成26年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

記

1 事業概要

(1) 事業内容

近年の地球温暖化に伴う問題への対応や、国内農業の競争力強化に資する画期的な植物新品種を開発していくためには、その育種素材として多様な遺伝的形質を持つ植物遺伝資源の確保が重要となっていることから、先般、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）」の批准が承認され、我が国の公設試験場や民間事業者等が国際的なネットワーク（「多数国間の制度」）を通じて植物遺伝資源を直接調達できる環境の整備が図られました。

しかしながら、我が国の植物新品種の開発において重要な植物遺伝資源を多数保有するアジア地域の途上国においては、条約の「多数国間の制度」に植物遺伝資源を登録していないことから、我が国が有用な植物遺伝資源にアクセスできない状況にあります。

このため、アジア地域の途上国等の植物遺伝資源へのアクセス環境の整備を目的として、相手国政府の試験研究機関（植物遺伝資源の保管組織を含む。）（以下「ジーンバンク等」という。）に所蔵されている植物遺伝資源の特性解明や収集を推進します。

また、途上国にある有用な植物遺伝資源の中には、我が国とは日長や積算気温などの生育条件が異なるため、国内で増殖することが困難なものが存在します。農業生物資源ジーンバンク事業のセンターバンクとして遺伝資源の配布を担当する（独）農業生物資源研究所遺伝資源センター（以下「生物研ジーンバンク」という。）の供給体制の充実を図るため、これら植物遺伝資源の増殖手法等を開発します。

(2) 公募研究課題別の研究開発内容

ア 「海外植物遺伝資源の遺伝特性解析・収集」

（研究内容）

ITPGRの「多数国間の制度」に植物遺伝資源を登録していない5ヶ国以上のアジア地域の途上国のジーンバンク等と共同研究協定に係る覚書（MOU）等を締結した上で、相手国のジーンバンク等が所蔵する植物遺伝資源の内容等を調査し、我が国の公設試験場や民間事業者等のほか、相手国のジーンバンク等が行う新品種の開発に資する有用な植物遺伝資源について、その遺伝特性（例えば、病虫害抵抗性、高温耐性）を解明するための研究を実施します。

また、途上国政府のジーンバンク等が保有する遺伝資源のバックアップ保管支援等を通じて相手国の保有する植物遺伝資源を収集し、生物研ジーンバンクを通

じて、国内の公設試験場や民間事業者等に提供できる環境を整備します。

(研究実施期間 (予定))

平成26年度～平成30年度 (5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

82,000千円

(留意事項)

- ・平成26年度中に少なくとも2ヶ国以上の途上国政府のジーンバンク等との国際共同研究を実施してください。
- ・途上国のジーンバンク等との共同研究には、相手国の研究者を我が国に招聘して行う共同研究を含めるようにしてください。
- ・当該事業で得られた海外植物遺伝資源の特性情報については、原則としてプロジェクト終了後1年以内に、日本国内の公設試験場や民間事業者等に公開してください。
- ・相手国ジーンバンク等が所蔵する植物遺伝資源を国内にバックアップ保管することが可能となる場合には、生物研ジーンバンクに保管されるようにしてください。

イ 「我が国では増殖が困難な熱帯地域の植物遺伝資源の増殖手法等の開発」

(研究内容)

生物研ジーンバンク等で保有している遺伝資源及び公募研究課題アで入手された植物遺伝資源のうち、将来、我が国の育種素材として有望であるが、日長や積算気温などの生育条件が異なるため、国内では増殖することが困難な植物遺伝資源の増殖手法等を開発し、当該増殖手法等を生物研ジーンバンクに移転します。

(研究実施期間 (予定))

平成26年度～平成30年度 (5年間)

(平成26年度の委託研究経費限度額)

4,570千円

(留意事項)

- ・増殖手法を開発する植物遺伝資源は、生物研ジーンバンク等で保有している遺伝資源及び公募研究課題アにより入手された植物遺伝資源を対象としてください。
- ・国が、優先的に増殖手法を開発する必要があるとして別途作物を指示する場合には、当該作物を対象としてください。
- ・増殖手法を開発する遺伝資源の選定や研究開発の実施に当たっては、公募研究課題アの実施主体及び生物研ジーンバンクと十分な連携を図ってください。
- ・当該研究開発の実施により得られた研究成果及び植物遺伝資源については、公開するものとします。また、当該研究開発による植物遺伝資源の増殖手法(必要なデータ、ノウハウも含む)、その技術により増殖した植物体等については、無償で生物研ジーンバンクに移転してください。

(3) 委託件数

公募研究課題ごとに、原則としてそれぞれ1件とします。

2 応募について

(1) 応募者の資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

委託プロジェクト研究課題には単独で応募することも、複数の研究機関等からなる研究グループで応募することもできます。グループとして応募する場合には、グループ構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

応募者（単独で応募した場合はその者、グループとして応募する場合は代表機関）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※ 研究機関等とは、国内に設置された法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

A 研究開発（企画調整を含む。）を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

B 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募課題に係る審査委員会の開催（平成26年3月中旬を予定）までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約（平成26年4月上旬を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

③ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意できること。

④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。

・ 国との委託契約を締結できる能力・体制

・ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）

・ 研究成果の普及、研究実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

⑥ 当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「研究開発責任者」という。）を選定すること。

※ 研究開発責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること

B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること

C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究開発責任者になることを避けてください。

(2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研

究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関からしていただく必要があります。代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結することが確実であること（共同研究方式）。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

また、研究グループの代表機関以外の研究グループ参加機関を「共同研究機関等」といいます。

※ 共同研究機関等は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

(3) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成26年3月6日（木）17：00までに電子申請を行ってください。e-Rad を利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙7を御覧ください。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合があります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Rad の操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

3 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、機関ごとに応募要領別紙4の参加申込書に記入の上、説明会の開催前日の12時までに FAX にてお申し込みください（会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

- ・日 時：平成26年1月28日（火）14：00～16：20
- ・場 所：農林水産省共用第9会議室（北別館8階ドアNo.北803）

4 今後のスケジュール

- 公募開始（公示）―――1月17日（金）
- 公募説明会―――1月28日（火）
- 応募の締切り―――3月6日（木）17：00
- 委託先の決定―――3月中

○委託契約の締結—————予算成立後

5 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産省農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【公募課題について】

農林水産技術会議事務局技術政策課 担当者 本村、土岐、八木橋
TEL：03-3502-7436
FAX：03-3507-8794

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 江橋
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

【e-Rad について】

e-Rad ヘルプデスク
TEL：0120-066-877
又は03-3455-8920

【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班 担当者 一関、入山
TEL：03-3502-7438
FAX：03-3593-2209

以上公示します。

平成26年1月17日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長
雨宮 宏司